

平成19年度改正による減価償却の計算

Q 平成19年度税制改正により、法人税法の減価償却計算が大幅に改正され、新定率法及び新定額法が定められました。したがって、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産の法人税における減価償却は、この計算に従うこととなりますが、この計算はどのような方法で進めればよいのですか。

A 平成19年4月以後に取得する償却資産の法人税法上の償却は、法人税法に定める新定額法又は新定率法にしたいが、具体的には次の計算方法によることとなる。

< 新定額法 >

償却額計算における残存価額（取得価額の10%相当額）が廃止され、毎事業年度の償却限度額の計算は、次の算式による。

（改正前） $(\text{償却資産の取得価額} - \text{残存価額}) \times \text{定額法償却率}$

（改正後） $\text{償却資産の取得価額} \times \text{定額法償却率}$

< 新定率法 >

計算方法はこれまでと同様下記の算式によるが、償却率は定額法償却率（1 / 耐用年数）の2.5倍とする。

毎事業年度の償却限度額 = $(\text{取得価額} - \text{償却累計額}) \times \text{定率法償却率}$ 耐用年数が経過し、定率法により計算された償却限度額が「一定額」を下回ることとなった時点で、償却方法を定率法から定額法に切り替え、備忘価額1円を残す金額まで償却する。その「一定額」とは、「耐用年数から経過年数を控除した期間内に、その時の帳簿価額を均等償却すると仮定した金額」とされるが、計算が煩雑であるので、「耐用年数省令別表10」により、償却額が償却保証額を下回る事業年度において、改定償却率に切り替え、改定償却率を適用し、以後の事業年度においては改定償却率による均等償却額を計上する。償却保証額は、取得価額に耐用年数に応ずる保証率を乗じて計算する。

< 「耐用年数省令別表10」抜粋 >

耐用年数	定額法の償却率	定率法の償却率	改定償却率	保証率
2	0.500	1.000		
3	0.334	0.833	1.000	0.02789
4	0.250	0.625	1.000	0.05274
5	0.200	0.500	1.000	0.06249
6	0.167	0.417	0.500	0.05776
7	0.143	0.357	0.500	0.05496
8	0.125	0.313	0.334	0.05111
9	0.112	0.278	0.334	0.04731
10	0.100	0.250	0.334	0.04448
15	0.067	0.167	0.200	0.03217
20	0.050	0.125	0.143	0.02517
30	0.034	0.083	0.084	0.01766
40	0.025	0.063	0.067	0.01317
50	0.020	0.050	0.053	0.01072

< 平成19年度以降取得した資産の減価償却計算 >

計算例；取得価額 100,000 減価償却資産 19年10月取得 耐用年数10年決算3月

定額法（償却率0.1）

事業年度	償却限度額	期末簿価
1	5,000	95,000
2	10,000	85,000
3	10,000	75,000
4	10,000	65,000
5	10,000	55,000
6	10,000	45,000
7	10,000	35,000
8	10,000	25,000
9	10,000	15,000
10	10,000	5,000
11	4,999	1

定率法（償却率0.25 保証率 0.04448

改定償却率 0.334）

事業年度	償却限度額	期末簿価
1	12,500	87,500
2	21,875	65,625
3	16,406	49,219
4	12,304	36,915
5	9,228	27,687
6	6,921	20,766
7	5,191	15,575
8	5,202	10,373
9	5,202	5,171
10	5,170	1

8年目における計算；

調整前償却額 $15,575 \times 0.25 = 3,893$ < **償却保証額** $= 100,000 \times 0.04448 = 4.448$

期首簿価 $15,575 \times$ **改定償却率** $0.334 =$ **改定償却額** $5,202$